様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	尼崎市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kansa_joho/joho_kojin/032179.html

執行機関名　尼崎市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	尼崎市身体障害者手帳交付診断料特例給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		尼崎市個人番号の利用に関する条例　別表第1　第8項 尼崎市身体障害者手帳交付診断料特例給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	身体障害者手帳交付に伴う診断料特例給付事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法 、知的障害者福祉法 、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	第1条　この要綱は、身体に障害のある者に対し、その者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けるために必要とされる診断を受けるために要した経費(以下「診断料」という。)の一部を支給することにより、身体障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		身体障害者手帳交付に伴う診断料特例給付事業実施要綱